

計量器定期検査が実施されます

取引または証明に使用する計量器は、必ず定期検査を受けましょう。

業務上（取引用または証明用）利用されている計量器は、計量法の規定により2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができません。

鹿児島県計量検定所による検査が下記のとおり実施されますので、該当する計量器をお持ちの方は、もれなく検査を受けてください。

■検査対象となる計量器■

業務取引用または証明用に用いる全ての計量器。

（ただし、県認定の計量士により本年度検査済みのものと、検査最終日以降に購入したものは除きます。）

■検査場所および日時■

実施場所	実施日	時間
野方農村環境改善センター	7月26日（水）	9：30～10：30
大崎町中央公民館	7月26日（水）	11：30～14：30

■検査対象の計量器（業種の一例）■

- ①卸小売一般商店（スーパー等を含む。）、精米所、行商
- ②官公署、学校、幼稚園、保育所（保育園）、福祉施設（特別養護老人ホーム等）
- ③診療所、病院、医院、薬局、助産婦
- ④各種市場、各種組合（茶業組合、食肉組合等）
- ⑤観光農園、酪農、養豚、養鶏、養鰻、養鯉、養魚場
- ⑥農・水・畜・林業物等の庭先取引を行っている者、地域物産館への出品者
- ⑦プロパン等の充填所、建設業（生コン、砕石業等）
- ⑧運輸、宅配便等（コンビニ等を含む。）取扱い業者
- ⑨食料品工場（食肉等）、その他の商品の量目表示をしている工場および事業所
- ⑩廃品回収業、リサイクル施設、衛生組合（ごみ、糞尿）
- ⑪団体（スポーツ団体等）

■検査手数料■

250円～3,700円（1台あたり）
※ひょう量基準により異なります。

■当日持参するもの■

計量器、検査手数料、印鑑

■所在場所検査■

大型はかり・精密機器など、運搬が著しく困難な場合には所在場所で県の検査を受けられますので、希望される方は大崎町役場までお知らせください。

なお、この場合、手数料・県の出張経費など、全額受検者負担になりますので、事前に計量士の検査を受けられますようお勧めします。

計量器の一例



▲▼ばね式指示はかり



▲電気式はかり



▲不等比皿手動はかり

【問い合わせ先】大崎町役場 総務課 商工観光係 TEL 476 - 1111（内線 222）